

模擬証人尋問 判決・振り返り・質疑応答

国立大学法人浜松医科大学法学教授・医師・弁護士
大磯 義一郎
富永愛法律事務所 代表弁護士・医師
富永 愛
大阪A&M法律事務所 代表弁護士・医師
小島 崇宏

2

Copyright 2015 TAKAHIRO KOJIMA 2015/7/17

カルテの作成は

医師法24条は、・・・と規定し、医師に対し診療録の作成義務を課している。・・・診療録は、その他の補助記録とともに、医師にとって患者の症状の把握と適切な診療上の基礎資料として必要欠くべからざるものであり、また、医師の診療行為の適正を確保するために、法的に診療の都度医師本人による作成が義務づけられているものと解すべきである。従って、診療録の記載内容は、それが後日改変されたと認められる特段の事情がない限り、医師にとっての診療上の必要性と右のような法的義務との両面によって、その真実性が担保されているというべきである。

東京高判昭和56年9月24日判タ452号152頁

カルテの追記・修正

1. 追記・修正は可能

「正確な」「事実に基づいた」記載が求められている
誤りや不十分な記載を直すことは問題ない
←もっとも、信用性は下がる

2. 追記・修正の方法

- ・追記・修正であることがわかるように
- ・追記・修正の日時、修正した者などを明らかに
- ・追記修正はできるだけ速やかに

診療記録の追記・訂正

1. 時間的指標

- ・2～3日程度以内が目安
- ・トラブル発生の前か後か

2. 記載内容

- ・記載内容が重要なほど注意が必要
→誤字脱字、軽微な書き間違い(わずかな
日時のずれなど)は全く問題ない

同意書の取得は？

Q 印刷された説明書(同意書)に署名をもらうだけで良いのか？



「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」（民事訴訟法228条4項）

十分意味がある



もっとも、きっちりした口頭での説明が必要

6

録音は？

Q 患者対応等をする際に録音して良いのか？

秘密録音も原則、証拠能力あり

(東京高判昭52年7月15日)

